別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成24年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成23年										平成24年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4月	昭和21年４月２日から昭和21年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和21年５月２日から昭和21年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和21年６月２日から昭和21年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和21年７月２日から昭和21年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和21年８月２日から昭和21年９月１日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和21年９月２日から昭和21年10月１日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和21年10月２日から昭和21年11月１日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	昭和21年11月２日から昭和21年12月１日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	昭和21年12月２日から昭和22年１月１日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成24年	1月	昭和22年１月２日から昭和22年２月１日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	昭和22年２月２日から昭和22年３月１日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	昭和22年３月２日から昭和22年４月１日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十九（第六条第三項関係）〔平成24年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月											
		平成23年										平成24年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	4月	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
平成23年	5月	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成24年	1月	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第三十（第七条第一項関係）〔１年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年４月
前納額	176,460円

別表第三十一（第七条第一項関係）〔６月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成23年４月及び平成23年10月
前納額	89,100円

別表第三十二（第七条第二項関係）〔平成24年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成23年	
			4月	10月
平成23年	5月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	円 14,970	円 —
	6月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	29,890	—
	7月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	44,770	—
	8月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	59,590	—
	9月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	74,370	—
	10月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	89,100	—
	11月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	103,780	14,970
	12月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	118,410	29,890